

協会けんぽ 2025(令和7)年度決算のお知らせ

2025年度の決算の概要

2025年度の決算は収入が12兆3,406億円、支出が11兆6,611億円、収支差は前年度から209億円増加し、6,795億円となりました。

保険料収入は、賃上げや被保険者数の増加により前年度比4,057億円の増加となりました。保険給付費は加入者1人当たり保険給付費が増加した影響で前年度比2,818億円の増加となっています。また、拠出金等は後期高齢者支援金が増加した影響で前年度比1,634億円の増加となりました。

※ 詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

■2025年度決算 | 医療分 (単位：億円)

収入	保険料収入	110,546 (+4,057)
	国庫補助等	12,383 (+693)
	その他	477 (+132)
	計	123,406 (+4,881)

支出	保険給付費	75,369 (+2,818)
	拠出金等	37,829 (+1,634)
	その他	3,413 (+220)
	計	116,611 (+4,672)

単年度収支差	6,795 (+209)
--------	--------------

※ ()内は、前年度比

※ 支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.6%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への
拠出金等 32.4%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費 1.5%

協会事務費 1.0%

その他の支出 0.5%

支出
約11.7兆円

保険料収入 89.6%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

収入
約12.3兆円

国からの補助金 10.0%

その他の収入 0.4%

Q. 2025年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A.

協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により保険料の増加が見込まれるものの、

- ・現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
- ・協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
- ・団塊の世代がすべて後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

等に留意が必要と考えています。

また、医療費については、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取りまく環境の変化に対応するため、2026(令和8)年度診療報酬改定において、診療報酬(本体部分)の改定率が3.09%(2026年度：+2.41%、2027年度：+3.77%)と高い伸び率とされ、2026年6月以降の医療費に反映されることなどから、今後の動向を注視する必要があると考えています。

※ 2026年度は平均保険料率を10.0%から9.9%に引き下げたほか、国から交付される国庫補助が2026年度から3年間減額されることとなっています。

【お問い合わせ先】 企画総務グループ

令和7年度事業報告

令和8年7月21日の令和8年度第1回山形支部評議会にて、令和7年度山形支部事業実施結果についてご報告しました。

コラボヘルスの推進

事業主さまとのコラボヘルスとして、「やまがた健康企業宣言事業」を行っています。

本事業は、従業員の健康の維持増進に積極的に取り組む「健康経営」を推進することを目的としており、令和7年度末時点で**1,931社**よりご登録いただいております。

債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

資格喪失後に資格のない保険証・資格確認書を提示して医療機関を受診された場合、自己負担額を除いた医療費を被保険者ご本人さまに返還していただくこととなります。

山形支部では、文書や電話による催告業務の早期対応の徹底や、就業場所催告等の効果的な催告により、債権管理回収業務を推進しました。

事業所さまにおかれましては、無資格受診を防止するためにも、資格取得、喪失のお手続きは速やかに行っていただきますようお願いいたします。

	山形	全国平均
返納金債権（診療報酬返還金を除く）の回収率	80.95% (全国9位)	63.70%

ジェネリック医薬品の使用促進

山形支部における令和8年2月診療分のジェネリック医薬品使用割合は**92.4%**であり、**全国4位**となっています

また、協会けんぽではバイオシミラーの使用促進に向け、医療機関に訪問の上、使用状況についてヒアリングを実施し各医療機関ごとの分析結果を提供しました。

健診と特定保健指導の実施

山形支部における令和7年度の生活習慣病予防健診受診率は**81.4%**で**全国1位**、特定健診受診率も**44.7%**で**全国1位**でした。また、特定保健指導の実施率について、被保険者（ご本人様）が**36.5%**で**全国8位から4位**に、被扶養者（ご家族様）が**21.0%**で**全国41位から16位**となり、前年度から大幅に向上しました。健診受診後の特定保健指導を引き続きご利用ください。

	山形	全国平均
被保険者の特定保健指導実施率	36.5% (全国4位)	21.7%
被扶養者の特定保健指導実施率	21.0% (全国16位)	19.9%

詳細につきましては、山形支部ホームページをご覧ください。▼



【お問い合わせ先】 企画総務グループ

事業主・加入者のみなさまへ

令和8年度被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、今年度も保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施します。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年度の予定

送付時期

令和8年10月下旬から11月中旬（予定）にかけて順次送付いたします。

提出期限

令和8年12月11日（金）

確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- 令和7年中の課税収入額が130万円（60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円）の金額を超過している方（18歳未満の者や令和8年4月1日以降に認定された者を除く）

※ 上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

令和7年度被扶養者資格の再確認にご協力いただき、誠にありがとうございました。

被扶養者資格の再確認の実施により、被扶養者の解除となった方は次のとおりです。
被扶養者の解除となった方：約18.8万人
被扶養者の解除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額：約6億円

【お問い合わせ先】 業務グループ